

平成30年12月3日（月）

（午後1時30分 再開）

○副議長（辻本 勉君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、14番 岡君。

〔14番（岡 弘悟君）登壇〕

○14番（岡 弘悟君）皆さん、こんにちは。

ちょっとわがままを言わせていただきました。一般質問をさせていただきます。

大項目で二つだけなんですけども、基本的にはもうごくごく自分が思っていたことを今後引き続いて考えていただければなということで、きょうお答えをいただこうとは思っていないので、また来年改選になりますので、そのときにまた新しい議員さんにも考えていただければなと思っておりますので、その一つの投げかけた礎になればいいかなと思って、2項目、一般質問をさせていただきます。

まず、一点目、小・中学校区選択地域の選定をということで、新しい住宅地や新しい道路などができることにより、指定校区内の小・中学校に通学するよりも校区外の学校が近くて便利という地域が市内でいくつか存在しています。

もちろん、通学路の安全性や、その他、地域性などを考慮した上で選択すべき問題であると思いますが、それらをクリアしている地域の保護者、生徒は、校区内の学校か近い校区外の学校かを選択できるようにするべきだと感じます。

現在、市内に数箇所での選択制は導入されていますが、まだ導入が必要な地域が存在しています。よって、以下質問いたします。

小項目の1番、現在、選択制を導入している地域はどこなのでしょう。そして、どの

ような理由と経過で選択制になったのかをお教えてください。

小項目の2番、現在、当局として選択制の必要性があるとする地域はあるのか。もしあるならば、今後の対応はどのように考えておられるのか、お教えてください。

小項目の3番です。選択性が必要と認識している地域であるならば、地区と学校、保護者での検討が必要だと思っておりますが、現在、その取り組みはなされているのか、お教えてください。

次に、大項目の2番、自分自身はきょうはこれを中心に話をしたいなと思っているんですけども、障がい者職業能力開発校の設置要望と障がい者就労についてです。

障がい者職業能力開発校をご存じでしょうか。名前のとおり、職業訓練を主に実施している学校であります。この障がい者職業能力開発校は全国に19箇所設置され、国立機構営校が2校、国立県営校が11校、県立県営校が6校と、主に国と県が主体となっている事業ではありますが、県下に設置されることにより、橋本市で暮らしている障がい者の方たちにも就労の面で大きな利点があります。

もちろん、本市に設置していただきたいと考えていますが、今はその設置要望に向け、本市から小さな波を起こし、それを大きな波に変えていくには、行政、そして我々議会が一つになり、要望活動を行わなければなりません。

障がい者職業能力開発校の設置に向け、本市から声を上げていきたいと考え、以下、質問いたします。

小項目の1番、障がい者職業能力開発校について、取り組み内容、就労実績について、

当局はどのように感じておられるのか、お答えください。

小項目の2番、現在、本市の就労継続支援A型と就労継続支援B型の就労の現状とその取り組みはどのように行っておられるのか、お教えてください。

3番、障がい者の方たちに向けた大規模な就職説明会などが行われています。その情報などは障がい者の方たちに発信しておられるのでしょうか。全ての方が就職できるとは考えませんが、情報というチャンスは多くの方が持つべきと考えます。当局の対応はどのようなものなのでしょうか。

4番、障がい者の方たちの就労と今後の取り組み、そして、障がい者職業能力開発校の設置の要望に向けて、当局のお力を貸していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

以上、大項目二つです。どうぞ、前向きなお答えをよろしく願います。久しぶりなので、緊張しています。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君の質問項目1、小・中学校区選択地域の選定に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）何か前段にお話ししたらよろしいんですけども、もう単刀直入にお答えさせていただきます。

小・中学校区の選択ができる地域の選定というご質問にお答えします。

小・中学校の校区（通学区域）とは、学校教育法施行令第5条により、市町村内に学校が2校以上ある場合に、市町村教育委員会が就学予定者が就学すべき学校を指定する際、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯や住民感情等、それぞれの地域の実態を踏まえ、あらかじめ設定した区域をいいます。

議員おただしの、本市における選択制を導入している地域と選択性が導入された理由と経過についてですが、現在、学校が選択できる特別地域に指定されているのは、大字境原の一部、谷奥深、彦谷、北宿、南宿、清水の一部、細川の一部、胡麻生、紀見、名古屋の一部、小田の一部となっております。

特別地域が定められた経過については、昭和または平成の一桁時代にさかのぼることとなり、不明な部分もありますが、北部開発や学校の統廃合、廃校などの理由により定められたものと思われまます。

次に、選択制の必要性があると考えている地域があるのか、また、地域と学校、保護者での検討がなされているのかというおただしについて、お答えします。

ミニ開発や道路網の整備等によって通学の利便性に変化が生じた地域があることは把握しています。それらの地域につきましては、地域の教育力を大切にしたいという方針のもと、特別地域を増やすのではなく、地域、保護者、学校、教育委員会が連携の上、就学指定校変更により弾力的に運用していきたいと考えています。

それらの地域の就学指定校変更を承諾する際には、地域、保護者、学校などの意見をいただいた上で総合的に判断し、地域のコミュニティを分断することのないよう、慎重に決定しています。今後も同様に対応してまいります。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君、再質問ありますか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）どうもありがとうございます。

ちょっと再質問なんですけども、基本的に、新たなミニ開発などによって、ここに書かせていただいたように、校区よりも隣の校区の

ほうが近いよというようなところがちょこちょこ出てきています。実際、僕も相談に何回か乗ったことがあるんですけども、一つの地域にこだわっているわけではないので、もう橋本市全体としてお考えいただければ結構です。

そういったところに関しては、一番よく聞くのが、地域のお父さんとかお母さん方が、どちらに相談すればいいのかわからないというのが多いんです。実際、新しいミニ開発で新しい地域から、別の地域から来られたお父さんとかお母さん方は、区のシステム自体もなかなかかわかっていない方がいらっしゃるし、その区その区でどういう方法をとっているかもわからないので、なかなか区長さんのほうに相談に行くというのもちょっと難しい状況もあるみたいで。

もちろん、数年たってくれば区の中に溶け込んで、区長さんとも仲よくなって、区長さんともお話する機会も増えてくると思うんですけども、やはり、来てすぐに子どもの学校を考えたときに、校区を考えたときに、いや、近くが近いのに行かれへんのやなという相談をよく受けるんですけども、それで一番気になるのは、教育委員会として、そういった事柄を把握する努力をどのようにされているのかというのを再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（辻本 勉君）答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、ホームページに就学という部分で記載といますか載せさせていただきます。あと、いろんな意見をいただいております。就学指定につきましては、私たちの耳に届く部分と、確かに保護者自身が内存していて、思っていることも言えないということもございます。いわゆる学区が隣接しているところに新しい開発が行

われて、どちらへ行けばいいのかというふうな問題も生じてこようと思います。

11月過ぎから就学前の健康診断というのを実施しております。どこの学校へ行ってくださいというはがきも渡させていただいています。特別地域の保護者さんにつきましては、どちらのほうの学校へ行って健診を受けますかという電話も入れさせていただいていますので、周辺でお迷いの方というのがありましたら、私たちも積極的に声を聞けるような機会を設けていきたいと思っておりますし、お気軽に相談いただけたらありがたいなと思っています。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。それはよくわかるんです。

ただ、教育委員会として、そういうところを教育委員会として把握して、そして、教育委員会から働きかけることというのは基本的にはないんですか。僕はそこを聞きたいんです。受ける側の受動的な行動はわかりますよ。そうじゃなくて、使役的な行動は何かされていないんですかというお話をお聞きしたいんです。

○副議長（辻本 勉君）教育長。

○教育長（小林俊治君）基本的に、学区というものをまず守っていただくというのが教育委員会のスタンスであります。決められた学区については守っていただくと。特別地域についてはそれぞれ相談させていただくと。

ただ、学区の中でも、議員おただしのとおり、例えば国道24号を渡らなければならなくて危険を伴うとか、いろんな場面が出てまいります。つい最近もそういうお話を聞かせていただいて、おうちの方とも相談させていただき、また、地域の方々とも相談させていただいて、もう既に、規制的にもう違う学校へというか、学区制に従って行っていただいて

いる方もおりますし、そうでない考えをお持ちの方については、もう既に行っていたいでいる方にもご了解いただいて、なおかつ地域の区長さんなり地域の方々にもご了解いただくという取り組みはさせていただいています。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

教育委員会も全てのミニ開発を把握してというのは難しいと思うので、その辺はもちろんそうなんでしょうけど、ただ、気になるのは、やはり、区長さんになかなか相談できない方がいらっしゃるといふのと、やはり、今、地域がどんどん変わってきている現状があります。例えば、新しい道ができて、実はその学校、その道を通れば、いや、実は隣の学区の中学校が近かったりとかいう問題もこれから出てくると思います。

ただ、その中でやはり地域性というのは守っていかねばいけない。もともとのその学校の学区の中の地域性というのがありますし、その地域の中で通っておられた方というのは、実は、僕もそうなんですけど、僕はもう紀見東中学校に行っていたんですけども、実際、紀見小学校。

ただ、当時は紀見小学校が旧の国道371号沿いにはありましたので、胡麻生もちょうど真ん中みたいな感じで近かったのが紀見小学校のほうにいられたんですけども、柿の木坂のほうの開発で新たに柿の木坂の上に紀見小学校ができたときに、やはり胡麻生からやったら城山台が近いということで選択性を導入されたというのはもう理解できているんです。

だから、そういった地域ごとの問題はあるとは思いますが、ただ、本当に今、大規模開発が、先ほどからも議会でも出ていましたけども、大規模開発ってなかなかもうこれから行われない時代になってきました。も

う本当にミニ開発、例えば、昔、工場があったところがもうやめてしまっていて、住宅会社に売って10棟ばかりの家が建ったりというのが、最近はやりというか、多く見かけます。

そういったところに関しては、もうちょっときめ細やかに、教育委員会としても、学区の距離と安全性を配慮して。選択性とは言いません。ただ、地域の方のやっぱり意思というのが一番大事なので、そういったことも考慮しながら校区を決めていただけるというのが一番大事やと思いますので、もうちょっと整理していただいて、きっちりとした学区を出していただければなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○副議長（辻本 勉君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教育委員会としましては、まず、特別地域を新設するということは、今、考えておりません。よりも、まず、特別地域については減少させるほうがいいのではないかなど。これは、やはり地域のつながりというのを大事にしていきたいというのが基本方針です。

ただ、議員おただしのおり、矛盾がある学区制ということについては、これは私たちも検討して考えていく必要があると思っていますし、これからミニ開発もどんどん出てくると思います。それに対応して柔軟な対応で学区制を考えていきたいと思っています。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

これも時間がかかる問題なので、特にこれはもう正直な話、ミニ開発がいつ終わるかとかいうのもわからないし、実際、二、三軒のミニ開発も実際起こってくるし、もちろん、それが校区内の中心で行われる場合は何の問題もないんですけども、本当にグリーゾーンといったところの地域にもミニ開発があった場合は少し気をつけて。

僕は何もこの両方選択できるだけが全てじゃないと思います。教育長おっしゃるみたいに、子どもたちがばらばらに選んでしまっばらばらに行くというのは、その開発の中でも、Aの学校、Bの学校というふうになっても、確かに教育委員会としてはやはり同じ学校に行ってもらおうというのが一番やと思いますので、その辺はもう保護者と、その中の地区とお話をさせていただいて、そして、物事を前に進めていただければなと思います。

いいお答えをいただいたので、もう一つ目の質問はこれで終わります。

○副議長（辻本 勉君）次に、質問項目2、障がい者職業能力開発校の設置要望と障がい者就労に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）障がい者職業能力開発校の設置要望と障がい者就労についてお答えします。

一点目の、障がい者職業能力開発校についての取り組み内容等ですが、平成30年度において本市から堺市にある大阪障がい者職業能力開発校に3名が通学し、2名が卒業して就職をしています。本校は障がい者種別に応じた職業訓練を行っており、修了生の就職率もかなり高いと聞いています。

障がい者が技術を習得して働くことは社会参加への大きな課題であると感じており、情報の収集・発信を中心に、さらなる取り組みが必要であると考えています。

二点目の就労継続支援については、平成30年9月分のサービス利用状況から、就労継続支援A型は15施設46名、就労継続支援B型は21施設155名の通所となっています。

取り組みについては、施設の通所者が就労した場合は伊都障がい者就業・生活支援センターに登録し、面談を受けた後、事業所を紹

介されています。福祉課においても就職に向けての進路懇談会に出席し、本人及び保護者、企業、学校、就業・生活支援センターとの間で協議を行っています。

三点目の就職説明会等の情報発信についてですが、まず、説明会等の情報があれば、保健福祉センター内にポスターを掲示し、パンフレットを総合窓口や福祉課前に備えるとともに、広報はしもとや橋本市ホームページでその案内をしています。

橋本・伊都地域自立支援協議会では、障がい者就労支援セミナーを開催するとともに、就労支援部会では毎月1回、部会を開催し、障がい者の求人情報を障がい福祉サービス事業所に周知しています。また、ハローワークにおいては、和歌山市内で障がい者就労面接会を開催しています。

伊都障がい者就業・生活支援センターは登録手続きを行っている障がい者に対して、障がいの種類に応じた就職説明会への参加案内を行っています。

今後の情報発信ですが、福祉課で情報収集を行い、伊都障がい者就業・生活支援センターと調整しながら情報を提供していきます。

四点目の障がい者の就労と今後の取り組みですが、職業相談の充実、障がい者雇用に対する支援と関係機関のネットワークの利用促進を図りたいと考えます。

障がい者職業能力開発校の設置要望ですが、職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項により、障がい者職業能力開発校は国及び都道府県が設置するものとなっていますので、国・県の動向について調査研究をしたいと考えています。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君、再質問ありますか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

済みません、パソコンのデータのほうをモニターに映していただけますか。

これ、大阪の障がい者職業能力開発校の公式サイトです。実は、11月27日にちょっと無理を言ってお願いして、中を見学させていただいたのと、あと、中で説明会のほうを開いていただきました。ちょっと自分が恥ずかしかったのが、自分が一般質問のこの文章を書いたときには、まだちょっと日程がずれて、この通告を出す後に自分が視察に行ったものですから、自分の考えとこの能力開発校のレベルの違いに非常に驚きました。

基本的には、自分の中では、簡単な作業等を行って、どういった形で就職できるのかとかを実践していく場なのかなと思ったんですけども、ホームページを見てもらっても、実際このホームページは、そこの学科にあるホームページをつくるデザイン科があるんですけども、このホームページはその生徒さんがつくったそうです。

例えば、科目の紹介を。僕も授業を何個か見させてもらって、その科目の紹介で、一つします。ここにあるんですけども、ちょっと字が小さいですけども、まず、CAD。わかりますか、CAD。CADを使って、さまざまな実践を行っております。こういった授業風景もありますけども、CADを使って工作というか内容をつくったり、もう一般の職業訓練校とほぼ変わらない内容をやっています。

取得可能な資格としては、ワープロ検定、表計算検定1級から4級、CADの利用技術者試験2級、あと、CADのトレース初級と中級、こういった内容で職業訓練を行っているということでした。

もう基本的に、このホームページも見ただけでも非常にわかりやすく、これももう中の生徒さんでホームページを毎回こうやってつくって更新している。これWebデザ

イン科ってあるんですけども、例えばですけども、こういった、Webデザイン科で、作品も見せてもらったんですけども、いろんなところに就職されていて、基本的にはパソコン関係の仕事につかれているといったところ。ちゃんとした、もうほぼ一般企業です。一般企業の中でもう普通に働いておられる。

あと、もう一つびっくりしたのは、今、多くなってきているというか、昔からそういう障がいはあったんですけど、なかなかわからなかった知的障がいに関してもどうしていくのかという考え方があって、その一つの訓練として、自分が自分の障がいを会社側にちゃんと伝えていく。ちゃんと伝えていく中で、自分はこういうことを、例えば2人の方からいっぺんに仕事の件で話をされるとパニックになってしまう。だから、自分は自分に伝達する人を決めていただいて、そして、その人を通じて仕事をさせていただきたいという要望を、最初からもう確立させて就職面接に臨む。そういうことによって、自分がその企業の中でパニックにならないで済むし、あと、障がいというものも企業にわかっていただくように。今まではそれをなかなか自分では言えなかったんですけども、そうじゃなくて、企業側にわかってもらうために、それをカリキュラムの中に入れて、自分がどういった障がいを持って、その障がいを自分自身で理解して、自分自身で理解した上で企業にも理解していただくという、そういった取り組みも行っているそうです。

非常に先進的で、自分はすごくびっくりしたんですけども、ほとんどの方が、基本的にはやっぱり関西の方が多そうです。寮がありまして、昔は80人ぐらいは寮生活をされたらしいんですけど、今はもう十数人。今、なぜ寮生活が少ないかという話を聞いたら、実は、びっくりしたんです。ちょっとこれ紙資

料で申しわけないんですけど、大阪府でここを中心にして委託しているんです、いろんなところに。障がい者特別委託訓練施設というて。それがもうここ発信なんです。ここ発信で委託しているんです。

だから、何でそれをしているかという、やはり大阪府の中で障がいをお持ちの方というのはなかなか通えなかったり、やはり下宿しては不安の方もいらっしゃるの、そういうのを大阪全体でバックアップするのに、やっぱり南の端にあるので、北のほうにもそういった形で障がい者の方の訓練ができるように、ここが中心になって委託をして、十何箇所あるのかな、すごいですよ。その中でもう自分のその障がいの度合いに応じたところを選んで、そこに通われている。それだけで150名近くの方がこの委託の先では就労支援を受けておられるということです。

あと、ここの学校は、正直な話、100名です。生徒の数は100名ぐらいかな。今年も100名募集、大体かけて、ご辞退された方が3人か4人。テストがあるんですけども、そのテストを合格されても、やはり体の不調だとか不安だったりとかいうことで、毎年何名かの方は辞退されるというお話はされていました。

ただ、場所をいろいろホームページで調べたんですけども、やはりこういった学校があるのが大規模な都市に多いんですけども、僕もその理由も聞いてまいりました。大きな都市やからこういう学校が、特に大阪はあれ国立府営なんですけども、国がつくってくれたんですかと聞いたら、いや、違いますという話なんです。

僕もこれ誤解やったんですけども、実は、もともと戦後すぐに、昭和14年に大阪の、もともと、戦争に行かれた方が帰ってきたときに、けがをされた方に就職の職業を訓練するのに、義肢の修理等の、いわば訓練校があっ

た。そういえば、そういうのが大都市ではあったんですけども、それが昭和23年に施設自体が労働省に移管されて、労働省の委託事業として大阪府が運営することになったらしいです。

もう基本的には、だから、もともと障がいのある方に対して、そういった考え、就職とかそういう職業をどうにかやっていく礎になるためのものを、その都道府県が責任を持ってやっていこうよと思ったところに、自分たちがつくったところ、最終的に国に移管されたというだけのことなんです。だから、何も国がここにつくれ、ここにつくれ、ここにつくれと言うたわけではないんです。だから、そもそもあったところに、いろんな各地にあったところに、それがつくられたということらしいです。

県立県営もあるんですけども、それはちょっと経緯がわからないらしいです。もしかしたら県が、そういうのも必要やということで県立県営で後からつくられたというのがほとんどではないかというお答えをいただきました。

どちらにしても、そういう障がいをお持ちの方に対して先進的な都道府県が、先進的というか人数も多かったんでしょね。そういう、当時の戦争のときのそういった職業訓練校から始まっているのがほとんどやというのは聞いています。

ただ、和歌山県の場合、こういった、県立県営でも国立県営でもありませんので、やはりそういったものをつくっていきたいなと思って、今回、一般質問をさせていただいたんですけども、ちょっとこれ、説明で長くて申しわけなかったんですけども、それでちょっと再質問をさせていただきますと、気になるのが、今、お話しいただいて、施設の通所者の方が就労した場合は、伊都障がい者就業・

生活支援センターに登録し、面談を受けた後、事業所を紹介されていると。

これは確かにすごくいいことやと思うんです、就労支援にとっては。ただ、これって自分が就労する意欲があるかどうかというのはもちろんのこと、自分がどういった仕事につきたいかというのもある程度わかっていないと、これってなかなか就労できないんじゃないんですか。

例えば、僕が言いたいのは、職業能力開発校というのは、自分がどういった能力があって、さらにその能力を伸ばして、その就職できる視野を広げていくという学校なんです。これは自分の障がいに応じて就職先をあっせんしてもらうという、ちょっと、いうたら、もう一步踏み込んだ就職支援はできないのかなと僕は考えているんです。

だから、就職の意欲があっても、ここにももちろん来られる方もいらっしゃいますけども、でも、就職の意欲があっても、自分が何ができるかわからないという方もいらっしゃると思うんです。その能力をやはり僕は、この言葉を借りれば、能力を開発してあげるといえるのか、そういった取り組みというのが非常に僕は大切やと思うんです。

そして、次に行かせてもらいますけど、就労支援のA型とB型、これはちょっと僕も誤解してしまっていて、向こうで聞いたら、就労支援A型もB型も、基本的にこちらで就職しているのはもうほぼ民間ですと。就労継続支援A型とB型の福祉関係ではなくて、もう基本的には民間の一般企業に就職されていますということでした。

だから、なおさら気になったのは、入学試験の面接において、どういったテストをして、どういった基準でその100名の方を選定されているのかと聞くと、もう基本は就労意欲だけですと。障がいの度合いは一切問いません

と。実際、その科に入るのに障がいの度合いがどうだとか、そんなのは一切ないと。ただ、続けていけるだけの、面接の内容があって、その質問に対して、どれだけの就労意欲があっても、どれだけのやる気があっても、あと、どういふことをこれから自分の中で考えているのかというの全部聞いた上で、何学科に入ってもらおうかというのを決めると。その中で就労支援をしていくんやという、聞けば聞くほどすごいなと思いつつ帰ってきたんですけども。

その中で、本市の、本市というか、わかる範囲でいいです。和歌山県でもいいです。本市でもいいです。一般企業に就職される方の割合というのはわかるのでしょうか。よろしくお願いします。

○副議長（辻本 勉君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、資料で持っていますのは、先ほど答弁もありましたように、A型の施設とB型の施設に行かれています方の資料ですけども、ただ、大阪障がい者職業能力開発校に、ここ3年ぐらいで橋本市からも6名の方が行かれています、1名の方が和歌山県庁のほうに行かれています。あと、3名の方が一般企業のほうに行かれています。ちょっと資料としてはそのぐらいの資料ですが、以上です。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

基本的に、就職先がどうこうというのはあまり言いたくないんですけども、やはり障がいをお持ちの方も情報を得るチャンスは必要やと思うんです。就職の説明会とか。例えば、答弁にもいただきましたけども、やはり、僕、大阪だけにこだわっているわけではないです。実は和歌山でもあるので。その情報は入ってきていると思うんですけども。大阪で説明会が行われた場合に、本市の場合、大阪は近いの

で、かなりの数の方がそれを知っている方は行ってはるんです。僕もちょっと知らなくて申しわけなかったんですけど、聞いていると、何々ドームとかあるじゃないですか。ああいう大きなところで100社ぐらいの企業が寄って、障がい者の方のための就職面談会をするんですよ。実際あれ、今、今年かな、国の基準が変わって、50名以上が2.0%から2.2%に変わったじゃないですか。そういった中で企業側もやっぱり障がい者の雇用というのを真剣に考え出している中で、障がい者の方のための就職説明会を何度も開いています、実際。

それを、ちょっと僕、数人の方に聞いたんですけど、知っている方はいらっしゃいました。ただ、知らない方もたくさんいらっしゃった。そういうところ、そういう説明会があるのを、結構、知らなかったというお母さん方、お父さん方もいらっしゃいました。

やはり、大阪ばかりに目を向けるのではなくて、もちろん和歌山県下の話でも大阪府の話でもそうなんですけど、特に本市は、よく言うじゃないですか、東の玄関口と。奈良と大阪に隣接していますよと。それが橋本市にとっては一番の強みだし利点だと思うんです。

そういった中でやはり、大阪の情報をもっと、大阪、奈良、和歌山のこの三つの情報が一番集まりやすいし、集めたらその地域の方が、さっきの学校の選択制の話じゃありませんけど、選択できるんです。でも、情報がないと、それは選べない。その情報をどういった形でとっていくかというのも、やはり考えていかなければいけないと思うんです。

実際、大阪の情報を市役所のホームページ等ではなかなか載せれないと思うんですけども、ただ、そういったポスター等を掲示する場所はどこでもあるし、そういった情報を

やはりいち早く橋本市のそういう、学校にはもしかしたら張っているかもしれないんですけど、ただ、学校に行っておられない方もいらっしゃると思いますので。

障がい者の就労については、結構、年齢制限がなかったりします。この職業能力開発校も実際、年齢制限はないんです。だから、平均年齢で言うたら、学科によるんですけど、30歳超えていたり。一番上の方で、もう50歳後半の方がいらっしゃいました。その方が10代の子たちと一緒に勉強して。

その授業風景、実は写真を撮ったんですけど、やはり生徒さんが写っているということで議会ではなかなか使えなかったんですけども、なかなか和気あいあいとして、すごく、パソコンの授業は実際、僕これ、今、パソコンを使っていますけど、僕よりもかなりできていました。僕、全然わからないです。僕、さっきWi-Fiの接続で悩んでいましたので。

そういった中で、情報公開もどうしているのかというと、やはり企業側からの問い合わせも多いらしいです、学校側に。逆に発信するのではなくて問い合わせも多いと。来てくださいというのも多いらしいです。やはり、それだけの実績もあるし、そういった形で情報発信もされてるんやなということ。

今後、情報ということについて、やはり、僕、情報がないとチャンスがないと思うんです。でも、情報があることによってチャンスは生まれると思うんですけども、今後その情報の取り扱いについて、もう少し、大阪、奈良、もちろん和歌山も含めてなんですけども、もうちょっと幅広く情報収集をしていただいで。

これ、ただ、橋本市だけの仕事ではないと思うんです。橋本市だけで考えていけと言っているんじゃないで、ほんまに和歌山県を含

めて、やはり、この橋本市全体の話なんやけど、市だけじゃなくて県も含めてそういった情報の提供も求めていくべきやと思うんです。もちろん、府とも連携して。奈良県ともですよ。基本的にそういった連携を深めて、そういう情報収集をしていくべきやと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（辻本 勉君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）そう思います。このご質問をされたときに、ちょっと私も恥ずかしかったんですけども、この学校の情報というのがなかなかなかったんです。ないというのは、県のほうが担当部局が労働政策課ということで、福祉課のほうに情報が流れてこなかった。こんなんは言いわけにしかならないんですけども。

そういう点で今後、答弁にもありましたように、福祉課がやっぱり障がい者の方の窓口になりますので、やっぱりそこを中心として横の情報というのか、それも収集して、協議会とかもつくっていますので、大阪の情報とか、近畿圏内の情報については福祉課へ流れてくるような、そういうシステムをつくらせてもらって、福祉課を中心に情報発信をしていきたいと考えています。

ただ、障がい者の方、手帳を持っている方とかで人数は把握しているんですけども、どうしても就職意欲のある方については登録をしていただいて、その方についてはパンフレットとかいろんな情報は流しているんですけども、登録をもう少し勧奨といいますか、していただいて、情報発信をしていきたいと考えております。しっかりやっていきます。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

一番気になるのは、登録するまでのもう一步を踏み出せない人っておるんですよ。本当に。僕、そこが一番気になるんです。それ

を、その人たちもやっぱり同じように僕はチャンスを得る権利はあると思うし、もちろん、チャンスがあることによってその一步が出ると思うんです。

ただ、それをやはり、でも、行政から、その一步を踏み出すために、じゃ、どういう手助けができるのかというたら難しいと思うんです。だから、僕はこういった学校でその自信を持ってもらうというのか、本当に支援、自分がどういう能力があるのかというのをやはり広げていっていただいて、そして、学校も支援していただいて、どんどんどんどん。

年間でいうたら本当に、大阪府という大きな中で、委託している学校も入れて300人足らずですよ。実際、通えているのは、1年間に。ただ、たかが300人かもしれませんが、されど300人ですよ。毎年毎年300人近くの方がやはり就労に向けて。もちろん、1年カリキュラムのところだけじゃないので。

本当に何百人という方が就労に向けて助かっているというのは、やはり本市にとっても、それはもうメリットであるので、やはりこういった、国で、僕ちょっとまだきっちり調べていないので、国で基準があると言われてしまうと、これまた困ったもんやな、県立県営というふうにして、また県のほうにお願いしに行かなあかんと思うんですけど、とりあえず国があかんかったら県やしと思うんですけど。橋本市にももちろんつくっていただきたいというか、もちろん自分もそう思うんですけど、和歌山県で一つあってもええんちゃうかなと思うんです。

だから、もう最後の④に行きますけども、和歌山県でつくるのに橋本市から、じゃ、やっといこかと言うたら、話はおかしいかなとも思ったんですけども、県のほうで話してもらたほうがいいかなとも思ったんですけど、あえて質問させてもらったのは、やはり、

橋本市も和歌山県の中の市の一つです。和歌山県に対して、やっぱり県に対して、県の中でこういった施設が一つでもあれば、それは正直な話、橋本市の方も助かるし、ほかの方も、和歌山県下の方だけじゃなくて、近くの奈良県からも来られるやろうし、いろんな方が助かると思うんです。

さっきも言いましたけど、大阪の中でこの学校に来られている方は100名なんですよね。委託されているところを入れても150名。250名の方が来られているということですよ。一つ増えたら、同じ規模でできるのであれば、和歌山県は大阪と同じ規模でできなかつたとしても、例えば150名だったとしても、足したらもう400名になるんですよ。

近畿の中で、じゃ、どう考えていくんやという話まで、僕はしていかなあかんと思う。最終的にはやっぱり全国的にどうしていかなあかんのやという話もしていかなあかんと思う。その一つの、ほんまに小さな波紋やけど、その波紋を橋本市から、僕は起こしていてもいいんじゃないかなと。

これはすごくしんどい話やと思う。国や県を巻き込んだ話で、本市からそこに横やりを突っ込むような話になるのかもしれませんが、ただ、本当に橋本市から始めて、橋本市の人、県の人、多くの方、近畿だけじゃなくて全国の1人でも多くの障がいをお持ちの方が就労のチャンスを得られる、そして、多くを学べる学校があるというのは、僕は一つでも多くあるほうがいいと思います。

それが大阪にあるからええやろという話ではないと思うんです。大阪が何千人もとっているというのであれば、それは理解はできますけども、100人単位でしか、やっぱりなかか規模的にはとれないので、やはり県下にあってもいいかなと思います。

それで、我々、きょう初めて一般質問をさ

せていただいたので、なかなか我々議員の中でもこの学校がどういう学校やというの知らない方もいらっしゃると思うし、どういう取り組みをされているかという話も、やはり我々議会の中でも今後はまとめていかなあかんと思うとるんです。

実は、11月27日の視察に行かせてもろたときに、ほんまを言うと、文教厚生常任委員会のほうで行ってもらおうかなと思ったんですけど、なかなか向こうの受け入れ態勢も、僕もいきなり言いましたので、いきなりお願いしたので、もう1週間足らずの間に行きたいと言うたら、何人来られますかと聞かれたので、僕は、いや、もうとりあえず1人で行かせてもらいますと言うたら、ああ、それやったら対応可能ですと快く受けていただいたので。

ただ、近くなので、車で40分ぐらいです。僕も意外に近いのでびっくりしました。車で40分ぐらい、電車で1時間ちょっとかかるのかな、ぐらいで行けるので。そういった中で、我々議会としても一度、日帰りでも十分見れますので、またお願いして、一度行ってまいりたいと思います。

その中で、行政の皆さまというか、また、行政としても、やはり同じように設置に向けて働きかけを、議会からももちろん行きますので、行政からも一緒にお願いしていきたい。

だから、これに関しては、僕は無理に行政にまかせて、つくらなあかんやろという話をしているのではなくて、議会と行政が一丸となって、そして、国へお願いして、もちろん県にもお願いする。国に対して、設置に関して何か条項があつて無理やというのであれば、それはもう県にお願いするしかないですよ。実際、県立県営があるんですから。ないのであればそんなことは言いませんけど。だから、県立県営があるんやから、県立県営でもつく

っていただいたら、僕はいいと思います。

どちらにしても、それは全て、市長もよくおっしゃいますけども、やっぱり全ての人が最大限の幸福を得られるためにはそれなりの努力を、やっぱり惜しんではいけないということなので、我々市議会も惜しみませんし、行政としてもやっぱり、市議会が後押しするというよりは、市議会の後押しをしていただきたい。僕自身はそう考えています。

だから、市議会一丸になって、皆さんにはまた、同僚議員には説明にまいるし、議会が率先してもちろん動かさせていただきますので、行政も逆に市議会のほうをバックアップしていただいて、どんどんどんどん、やれやれと押していただいたら非常に心強いんですけども、市長、いかがでしょうか。

○副議長（辻本 勉君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）岡議員の質問にお答えします。

大変大事な取り組みかなというふうに思っています。実際、市役所も障がい者を雇用せなあかんのは8人となっていますけど、2回募集しましたけども、誰も来てくれなかったということで、市の場合は身体障がい者に限っていたというところもありまして、私も今、もう知的の人まで広げなさいという話で、どういう仕事をしてもらうのかというのは、入ってもらってから、本当にその子に適した仕事をしてもらったらいいんじゃないかなというふうに思いますし、当然、まず、今年は1人入れたいと思っているんですけども、臨時職員としての募集も不可欠かなというふうに思っています。まず、役所の中で、今言われたように職業訓練みたいなことを臨時職員の方にやってもらって、その人の能力を見て、あ、この子は正職にしても大丈夫やなということでやっていかなあかなというふうに、

今の質問を聞いていて思いました。

そういう方向で行きたいと思えますし、本当に今の障がい者の皆さんにとって、また、保護者の人にとって、自分は年いってくるけども、子どもが大きくなっていく、どういふふうにはひとり立ちをさせていったらいいんやという課題もあることも事実です。

これは県であれ国であれ、陳情は私はいくらでも行きますし、この中で一番大事なのは、障がい者を持っている保護者の皆さんをいかに巻き込んでいくか。これはもう市と、また議会と、やっぱり障がい者団体がもっと声を上げて行って、署名ぐらい集めてもらって、県に働きかける、国に働きかけるということは、大変重要なことだと思います。

私ども企業誘致を進めている中で、これからは障がい者雇用ということも考えていく必要もあると思いますので、県も企業誘致を進めていく中で、声をかけながら、県会議員3人の皆さんにもお願いしながら、市としてもまた皆さんの改選が無事に終わりましたら、そういう時間をとっていくこともできるかなというふうに思います。

まず意見書をお願いとか、それぞれの議会の中で考えていただいて、行政も、私も市長会の席上、そういうお話もさせていただきますし、市長会から近畿市長会へ上げるような話もしていきたいと思えますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）どうもありがとうございました。

もう市長のお言葉どおり、本当に、やっぱりお父さん、お母さんが一番、子どもたちのことを心配されています。だからこそやはり、就労支援というのは僕も大事なことです。本当に、どんどんどんどん、お父さん、お母さんが年をとっていったら、やっぱり一番心配するのは

子どものことなので。

もちろん、子どもさんだけと違いますけども、障がい者をお持ちの方というのは。個人の方もそうですけども、やはり、自分が今後どうなっていくのかという不安を少しでも取り除くためには僕も必要だと思いますので。

僕も今、わがまま言うて一般質問をさせてもらいましたけども、今、議長という立場を私はいただいていますので、僕も和歌山の議長会、近畿議長会、それも含めて、橋本市議会のほうからこういった運動を起こしていき

たいということをお願いを申し上げるつもりでいますので、また行政と議会と一つになって、またご協力願うように、どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○副議長（辻本 勉君）14番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

（午後2時21分 休憩）